(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	BA 七・一〇～一〇・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・一〇～一〇・〇〇メートル 二二・〇〇～一九四・〇〇メートル	四〇・五三四キロメートル 五二・九四〇キロメートル 四〇・五三四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月一日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市上細井町字新田上一二九一番五地先から同市上細井町字新田上一二九五番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

関東地方整備局長　深澤　淳志

○関東地方整備局告示第四百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田四丁目一四四二番三四地先から同市平田四丁目一四四一番一四地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

関東地方整備局長　深澤　淳志

供用開始の期日　平成二十五年十一月一日

○北陸地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月一日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　白山都市計画道路事業三・五・二十七号　金沢小松線

三　事業施行期間　自平成二十五年十一月一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県白山市八ツ矢町、東三番町、殿町地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月一日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十七号及び三百五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
金沢市野町一丁目一六八番二から同市野町三丁目一八六番まで	前	一五・二〇～一五・六〇メートル	二四・四〇キロメートル	
	後		〇・三九四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月一日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市勝木字中川原二〇〇番三から同市勝木字ヤツマ八八一番一まで	前	一六・五〇～一九・〇〇メートル	〇・三一四キロメートル
	後	一七・二五～二六・二五メートル	〇・三一四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区大高町字神戸一九番一地内	前	四四・一〇～七〇・七四メートル	〇・〇一七キロメートル
	後	五六・二一～七四・七六メートル	〇・〇一七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市南区堤町五丁目五七番五から同市南区堤町二丁目九六番四まで	前	三三・四三～三六・三一メートル	〇・〇一四キロメートル
	後	四九・九六～五〇・〇七メートル	〇・〇一四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所